

非営利法人制度の現状と課題（レジュメ）

平成22・9・25 大内

I はじめに

- ・民法の改正と公益法人関連三法の成立（平成18年6月2日公布）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）
- ・内閣府公益認定等委員会の設置（平成19年4月1日）
政令（施行令）・内閣府令（施行規則）及びガイドライン等の策定作業
- ・公益法人関連三法の施行（平成20年12月1日）
平成22年3月末までの申請件数389件（内閣府のみ）。うち移行認定262（答申110、取下げ39）、移行認可81（答申31、取下げ17）、新規認定46（答申24、取下げ10）（公益認定等委員会だより（その3）16頁）
*平成22年8月末までの内閣府への申請件数536件（取下げを含まず。答申266）。うち移行認定365（処分170）、移行認可123（処分42）、公益認定48（処分37）。都道府県への申請件数568件（取下げを含まず。答申285）。

II 旧民法法人制度とこれに対する批判

- *旧民法法人（公益法人）＝民法34条に基づくもの（「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。」）
- ・批判1 非営利法人を公益に関するものだけに限定するのはおかしい（そのため、権利能力のない社団・財団の問題が生ずるのであり、民法の欠陥である）。営利・非営利の2種に区別すべきである。
- ・批判2 公益に関するかどうかの判断は不明確。しかも、その判断は主務官庁の裁量に委ねられている。準則主義（法律の定める一定の組織を備えるものにつき当然に法人の成立を認める。登記は必要）を採用すべきである。
監督や減税等の措置は、法人の実体、具体的な問題に即してなされるべきであつて、法人格を付与するかどうか結びつけて行われるべきでない。準則主義と監督とを結びつけることも可能である。
- ・批判3 主務官庁による許可制度の下では、公益法人との癒着が生じ易い。

III 主な立法の動き

- ・平成3年の地方自治法の改正（260条の2の規定の新設）
町内会、自治会等の「地縁による団体」（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長村長の認可を受けたときは」、法人格を取得できるものとされた。
*当時、自治会等は全国で27万余、その5割以上が不動産を保有。
- ・特定非営利活動促進法（NPO法）の成立（平成10年3月。同年12月1日施行）
特定非営利活動（別表に該当し、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与すること

を目的とする活動)を目的とする法人(特定非営利活動法人=NPO法人)の設立を認める。所轄庁の認証を要件とするが、認証の基準は法定され(12条)、緩やかなもの(社員10人以上で設立が可能)。現在、法人数は約4万。

・中間法人法の成立(平成13年6月。平成14年4月1日施行)

中間法人(社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団。中間法人法2条)の設立を認めるもの。中間法人は、設立の登記をすることによって成立する(準則主義の採用)。法人数は約3600(有限責任中間法人3355,無限責任中間法人313)。

IV 新しい非営利法人制度

1 一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)

- ・一般法人法の定める組織等を備えれば、設立の登記をすることによって成立する(準則主義)。中間法人法の考え方と同じであり、非営利法人の設立を容易にしようとするもの。従来の中間法人は、一般社団法人として存続することを認める(整備法)。
- ・一般法人の定義規定はないが、社員(財団の場合は設立者)に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないものとされているから(11条2項、153条2項)、一般法人とは、剰余金の分配を目的としない(非営利)もの、すなわち非営利法人である。
- ・ただし、解散する場合、定款の定めがないときは、社員総会又は評議員会の決議により、残余財産を社員又は設立者に帰属させることができる。そのことから、税制上、「非営利性が徹底された法人」(解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていることを要件の一つとする。)の類型が生ずる。

*税制上の非営利型法人の類型として、そのほか「共益的活動を目的とする法人」がある。

2 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)

- ・公益目的事業を行う一般法人は行政庁の認定(公益認定)を受けることができる(認定法4条)。公益法人とは、公益認定を受けた一般法人である(同法2条)。公益認定を受けた一般法人は、名称を公益法人と変更する名称の変更の登記をする(同法9条)。

*一般法人の上に公益法人が乗る形のいわば階層構造である。

- ・公益認定の基準は、認定法5条に規定(基準の客観化)。行政庁は、公益認定については、第三者機関(内閣府公益認定等委員会又は都道府県に設置された合議制の機関)に諮問しなければならない(認定法43条、51条)。
- ・なぜ公益法人になるのか(公益認定を受けるのか)。

公益法人と一般法人との税制上の優遇措置の相違(Vで検討)

3 批判は解消されたか。

- ・批判の重点は、非営利法人の設立の自由(不自由)に関するものであったから(非営利法人を公益法人に限定するのはおかしい。しかも、公益法人の許可基準は不明確で、主務官庁の裁量)、非営利法人一般について設立の自由が認められたこと(準則主義の採用)により、この点に関する批判は解消されたというべきことになる。

- ・公益認定制度（一般法人のうち公益認定を受けたものが公益法人となる）をどう考えるか。

批判は、監督や減税等の措置は法人の実体等に即してなされるべきであって、法人格を付与するかどうかに関わりなく行われるべきでないとしていたにとどまるから、いわば批判の射程外（想定外）の問題というべきであろう。

- ・公益認定は法人格の付与と結びついたものではないが、仮に、公益認定を公益法人の「成立」と見立てるとした場合（設立の許可主義と類似する側面を有すると見る場合）、批判は解消されたか。

裁量主義は廃止され、公益認定の基準は法定された（基準の客観化）。また、主務官庁制は廃止され、諮問機関として第三者機関が設置されたから、行政庁と公益法人との癒着が生ずるおそれはなくなったというべきであろう。

しかし、公益に関するかどうかの判断は不明確であるという批判は解消されたか（公益認定の基準は客観化＝法定されたが、明確なものかどうか。VIで検討）。

V 公益法人と一般法人との税制上の優遇措置の相違（主要な点のみ）

1 公益法人

- ・収益事業により生じた所得に対してのみ課税。公益目的事業により生じた所得に対しては非課税。
- ・公益法人は、すべて特定公益増進法人（特増法人）となり、寄附金優遇措置の対象となる（個人が寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得から控除。会社などの法人が支出した寄附金については、一般寄附金と別枠の損金算入限度額を設定）。

*旧民法法人で特増法人の認定を受けているものは約900。なお、認定NPO法人は約90。

- ・公益法人が収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額は、寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額を計算する。

2 一般法人

- ・一般法人のうち非営利型法人（非営利性が徹底された法人及び共益的活動を目的とする法人）については、収益事業により生じた所得に対してのみ課税。みなし寄附金の適用はない。
- ・非営利型法人以外の一般法人については、すべての所得に対して課税。

VI 公益認定の基準は明確なものか（特に「公益」の概念について）。

1 公益認定の基準

- ・認定法5条に18の基準（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること、収支相償の原則、公益目的事業比率、遊休財産額の保有の制限等々）
- ・基本的には、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）及びその運用指針の考え方が取り入れられている。

2 公益目的事業

- ・認定法上、中心的な概念。「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」（同法2条4号）

- ・別表に22種類の事業。NPO法の別表に掲げる17の活動とおおむね重複するが、国土の利用、整備又は保全を目的とする事業（17号）、国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（18号）など、国に施策に関係する事業が挙げられている。そのほか、「政令で定めるもの」（23号）があるが、政令は制定されていない。
 - ・公益の定義規定はないが、「不特定かつ多数の者の利益」をいうものと解される（教科書的には、社会全般の利益）。対立概念は共益（特定多数の者の利益。中間法人法にいう社員に共通する利益）。したがって、共益的事业は、公益目的事業に当たらない。
 - ・「公益目的事業のチェックポイントについて」（委員会策定）
「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という要件を事実認定するに当たっての留意点を定めたもの。
 - ・いわゆる公益性基準（ある事業が公益に関するものかどうか）の機能範囲はどの程度のものか（不認定例1件）
- 3 公益認定の客観性は担保されているか。
（公益認定をする側＝行政庁について）
- ・公益認定の申請についての審査は、原則として書面審査（事実調査権限はない）。監督には、各種の調査権限が与えられている（認定法27条、28条）
 - ・調査の結果、偽りその他不正の手段により公益認定を受けたことが判明したときは、公益認定の取消し（同法29条）。取消しの効果につき認定法30条（公益目的取得財産残額に相当する金銭について他の公益法人等への贈与の強制）。
- （公益認定を受ける側＝法人について）
- ・公益認定を拒否する処分（不認定の処分）及び公益認定を取り消す処分について、行政処分の取消訴訟を提起することができる（従前との相違）。

VII まとめ（若干の感想）

- ・一般法人法の成立は画期的（準則主義の採用）。行政庁による監督はないが、法令に詳細な規定（法令の遵守＝コンプライアンス・ガバナンスの問題）。訴訟化の可能性。
- ・一般法人のうち公益認定を受けたものが公益法人（階層化）。公益法人のみが非営利法人でない（公益法人の相対化）。なぜ公益法人になるか（税制上の優遇措置）。公益法人とは何か＝公益認定の基準に適合し、公益認定を受けた一般法人（形式的定義。実質的定義は可能か）
- ・公益認定は、法規定（認定基準）の当てはめ（法規の解釈適用の問題。裁量の問題でない）。監督も同じ（基準の法定＝客観化）。公益の概念は明確でないが、いわゆる公益性基準（ある事業が公益に関するかどうか）の機能範囲は狭いのでないか。
- ・公益認定やその取消しの当不当は、行政訴訟で争うことが可能（不認定等の処分には判断理由が必要。その当否が取消訴訟の審判の対象。判例形成への期待）。
- ・当面の関心は移行問題（既存の法人が一般法人に移行するのか、公益法人に移行するのか）。移行期間の残りは3年2か月（処理が完了するのは4年後か）。

以上